

食品安全委員会農薬第四専門調査会

第48回会合議事録

1. 日時 令和8年4月24日（金） 14:00～14:31

2. 場所 食品安全委員会第二会議室（Web会議システムを併用）

3. 議事

- （1）委員長挨拶
- （2）専門委員等紹介
- （3）専門調査会の運営等について
- （4）座長の選出、座長代理の指名
- （5）その他

4. 出席者

（専門委員）

小野専門委員、楠原専門委員、小林専門委員、駒田専門委員、杉原専門委員、
高木専門委員、中山専門委員、藤井専門委員、藤島専門委員、安井専門委員

（専門参考人）

石井専門参考人、佐藤専門参考人、清水専門参考人

（食品安全委員会）

祖父江委員長、浅野委員、頭金委員

（事務局）

中事務局長、前間事務局次長、井本評価第一課長、横山室長、栗山室長補佐、
櫻井専門官、塩澤専門官、中井専門官、鈴木係長、橋本係長、山口係長、
藤原専門職、牧野専門職、宗像専門職

5. 配布資料

資料1－1 食品安全委員会専門調査会等運営規程

資料1－2 食品安全委員会における調査審議方法等について

資料1－3 「食品安全委員会における調査審議方法等について」に係る確認書について

資料2 農薬第四専門調査会専門委員等名簿（令和8年4月現在）

資料3 残留農薬の食品健康影響評価における発達神経毒性の評価に関する留意点

について（令和８年３月１１日農薬第一専門調査会決定）

参考資料 令和８年度食品安全委員会運営計画

６．議事内容

○ ○○

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第48回農薬第四専門調査会を開催いたします。

先生方には、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

事務局の室長補佐を務めます○○と申します。

このたび、４月１日付をもちまして専門委員の選任が行われましたが、本日は選任後の最初の会合に当たりますので、僭越ながら、○○が選出されるまでの間、私が議事を進行させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

開催通知等で御連絡しましたように、本日の会議につきましては、会場傍聴者を受け入れ、また、Web会議システムの映像をYouTubeによりライブ配信することにより公開で行いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、農薬第四専門調査会の専門委員10名、専門参考人３名に御出席いただく予定でございます。

まず初めに、○○より御挨拶させていただきます。

○ ○○

皆さん、こんにちは。食品安全委員会の○○です。

このたび、専門委員への就任を御快諾いただき、ありがとうございました。食品安全委員会の委員長として御礼を申し上げます。

既に内閣総理大臣名の令和８年４月１日付食品安全委員会専門委員としての任命書がお手元に届いていることと思います。専門委員の先生方が所属される専門調査会については委員長が指名することとなっており、先生方を農薬第四専門調査会に所属する専門委員として指名させていただきました。

食品安全委員会における農薬の評価には、代謝、毒性に関する幅広い知識が必要であることから、一般毒性学の先生方のみならず、生殖発生毒性、遺伝毒性、植物代謝、疫学など、幅広い分野から御参画いただいております。皆様の知見が集結されることにより、適切な食品健康影響評価が可能になると考えております。

この農薬第四専門調査会は、個別の農薬について調査審議を行うために設置されています。そして、調査審議いただく農薬については、委員長から指定させていただくこととなっております。引き続き、農薬の評価が適切に行われるよう、再評価以外の個別の農薬についても御審議いただきますとともに、再評価を契機とする評価について最新の国際的な考え方や、様々な公表文献といった最新の科学的知見に基づき、評価目的を踏まえた御審議を行っていただきますようお願いいたします。

専門委員の先生方におかれましては、各分野における最先端の専門知識を生かして、積極的に御発言をいただき、調査審議をお願いいたします。

さて、食品安全委員会は、リスク評価機関としての独立性と中立性を確保しつつ、科学的な知見に基づき、客観的で公正な立場からリスク評価を行うことをミッションとしております。専門委員の先生方におかれましては、この原則を御理解の上、それぞれの専門分野の科学的知見に基づき、会議の席で御意見を交わしていただきますようお願い申し上げます。

通常、私どもが考えるサイエンスは、データに基づいてしっかりとした根拠を基に知見を示していくものです。一方で、レギュラトリーサイエンスは、多くの領域の専門家が力を合わせて判断をしていく科学でありまして、その一部であるリスク評価においては、限られたデータしかない場合でも、その限られたデータに基づいて何が言えるのかを突き詰め、不確実性を明記した上で、その範囲内で何らかの回答を出すことが求められることを御理解いただきたいと思います。

なお、本調査会をはじめ、食品安全委員会の審議については、原則公開ということになっております。公開することの意義としましては、最終的な判断、決定に至るまでの議論を広く公開することによって、審議の過程を国民の皆様にも広く理解していただき、情報の共有に資するものと考えております。

最後になりますけれども、食品安全委員会の活動には、国の内外を問わず高い関心が寄せられております。専門委員としての任務は、食品の安全を支える重要かつ意義深いものであります。専門委員の先生方におかれましては、科学的に質の高いリスク評価を実施するために御尽力をいただきますよう重ねてお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ ○○

ありがとうございました。

次に、本日配布しております資料の確認をお願いいたします。

本日の資料は、議事次第、座席表のほか、資料１－１として、食品安全委員会専門調査会等運営規程。

資料１－２として、食品安全委員会における調査審議方法等について。

資料１－３として、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に係る確認書について。

資料２として、農薬第四専門調査会専門委員等名簿。

資料３として、残留農薬の食品健康影響評価における発達神経毒性の評価に関する留意点について。

参考資料として、令和８年度食品安全委員会運営計画。

以上でございます。

不足等ございましたら、事務局までお申しつけください。

資料はホームページに掲載されております。

なお、本日はWeb会議形式を利用して参加されている先生もいらっしゃいますので、そちらの注意事項を3点お伝えします。

1つ目、カメラは基本的にオンにさせていただきますようお願いいたします。また、マイクは、発言者の音質向上のため、発言しないときはオフにさせていただくようお願いします。

2つ目、御発言いただく際は、まずお手元の意思表示カードの「挙手」と記載されたほうをカメラに向けてください。万が一、映像機能が途中で機能しなくなるなどの障害がございましたら、挙手機能を使用して挙手いただきます。なお、途中で挙手機能及び映像機能が機能しなくなった場合は、一度退室していただき、再度入室を試みていただきますようお願いいたします。

次に、事務局又は〇〇が先生のお名前をお呼びしましたら、マイクをオンにし、冒頭にお名前を発言いただいた上で御発言を開始いただき、発言の最後には「以上です」と御発言いただき、マイクをオフとする形で対応をお願いします。

3つ目、こちらは接続不良時の内容となりますが、会議中、通信環境により音声途切れて聞き取りにくい状況になってしまった場合、カメラ表示を切ることによって比較的安定した通信が可能となる場合がございます。画面下のカメラのボタンをクリックいただくとオンオフができます。それでも状況が変わらず、議論内容が分からない状況が続くようでしたら、お手数ですが、チャット機能を使用して状況を御連絡ください。予期せず切断されてしまった場合には、再度入室をお試しいただくようお願いいたします。

以上、Web会議における注意事項となります。よろしくお願いいたします。

次に、議事（2）として専門委員等紹介です。

専門委員につきまして、私のほうからお名前の五十音順に御紹介させていただきます。お名前をお呼びしましたら、マイクをオンにいただき、御所属や専門分野など、一言御発言いただけましたら幸いです。発言の終わられました方はマイクオフをお願いいたします。

それでは、御紹介させていただきます。

まず、〇〇。

〇 〇〇

岡山大学の〇〇です。主に一般毒性の評価を担当させていただきます。よろしくお願いいたします。

〇 〇〇

続きまして、〇〇。

〇 〇〇

東京大学薬学部の〇〇と申します。主に薬物動態を担当しております。よろしくお願いいたします。

〇 〇〇

続きまして、〇〇。

〇 〇〇

労働安全衛生総合研究所の〇〇と申します。担当は生殖発生毒性です。よろしくお願いします。

〇 〇〇

続きまして、〇〇。

〇 〇〇

近畿大学の〇〇と申します。専門は神経発生発達毒性になります。よろしくお願いいたします。

〇 〇〇

続きまして、〇〇。

〇 〇〇

広島国際大学の〇〇と申します。担当は動物代謝、動態のほうになります。よろしくお願いいたします。

〇 〇〇

続きまして、〇〇。

〇 〇〇

元国立医薬品食品衛生研究所毒性部の〇〇と申します。専門は一般毒性となります。よろしくお願いします。

〇 〇〇

続きまして、〇〇。

〇 〇〇

農研機構の〇〇と申します。専門は植物における代謝及び残留になります。よろしくお願いいたします。

〇 〇〇

続きまして、〇〇。

〇 〇〇

元化合物安全性研究所の〇〇と申します。生殖発生毒性を担当いたします。どうぞよろしくお願いします。

〇 〇〇

続きまして、〇〇。

〇 〇〇

化学物質評価研究機構の〇〇と申します。専門は遺伝毒性になります。よろしくお願いいたします。

〇 〇〇

続きまして、〇〇。

○ ○○

○○です。私は、国立医薬品食品衛生研究所に所属しておりまして、担当は遺伝毒性です。どうぞよろしくお願いします。

○ ○○

以上、10名の専門委員に御出席いただいております。

また、専門参考人として、○○。

○ ○○

国立医薬品食品衛生研究所の○○です。専門は一般毒性になります。よろしくお願いいたします。

○ ○○

続きまして、○○。

○ ○○

岩手大学の○○です。専門は一般毒性を担当させていただきます。よろしくお願いします。

○ ○○

続きまして、○○。

○ ○○

昭和薬科大学の○○と申します。専門は薬物動態・薬物代謝学です。よろしくお願いいたします。

○ ○○

以上、3名の専門参考人に御出席をいただいております。

○○は、本日、御都合により御欠席との連絡をいただいておりますので、お名前のみ御紹介させていただきます。

また、食品安全委員会からは、先ほど御挨拶いたしました○○、農薬に関する専門調査会の主担当の○○と副担当の○○が御出席しております。

事務局につきましては、本日、○○、○○、○○のほか、評価第一課から事務局員が参加しております。

続きまして、事務局の人事異動について御報告いたします。

4月1日付で専門職の○○、係長の○○が着任しております。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、議事（3）の専門調査会の運営等についてでございます。

課長の○○から御説明させていただきます。

○ ○○

それでは、お手元の資料1-1、1-2、1-3を使いまして、運営規程等につきまして御説明させていただきます。

まず、資料1-1を御用意いただきたいと思います。こちらが食品安全委員会の専門調

査会等における運営規程となっております。内容について、かいつまんで御紹介させていただきます。

第2条に専門調査会の設置等についての規定がございます。2項では、専門調査会は、専門委員により構成し、その属すべき専門委員は委員長が指名することとなっております。先ほど〇〇からの御挨拶の中でもお話しさせていただいたとおりでございます。

また、第3項におきまして、座長選任についての規定がございます。専門調査会に属する専門委員の互選により、座長を選任することとされております。

また、第5項を御覧いただきますと、座長代理に関する規定がございます。座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理するということになってございます。

続いて、2ページ目にお進みいただいて、上のほうですけれども、第4条の第3項、専門参考人に関する規定がございます。座長は、必要により、当該専門調査会に属さない専門委員あるいは外部の者に対して、これが専門参考人に当たるわけですけれども、専門調査会に出席を求めることができるとされております。このような運営規程に沿って、今後運営させていただきたいと考えております。

また、次の3ページ目を御覧いただきますと、各専門調査会における所掌についての記載がございます。農薬につきましては、別表の真ん中辺りにありますように、第一から第五までの専門調査会がございます。農薬につきましては、先ほどありましたように、委員長がどこの専門調査会で調査審議を行っていただくかを指名する形になってございますので、その指定に基づきまして、御審議をお願いできればと考えております。

続きまして、資料1－2を御用意いただきたいと思います。こちらは、食品安全委員会における調査審議方法等についてとなっております。

上のほうに1としまして基本的な考え方がありますけれども、2から3行目辺りを御覧いただきますと、記載のとおり、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に行うこととしております。

これにつきまして、次の2の項目で、調査審議に参加させない場合というものを列举してございます。2の(1)につきまして、①以降を御覧いただきますと、①の中では調査審議等の対象となる企業申請品目の申請企業、その関連企業、同業他社、これを特定企業としておりますけれども、それらの企業から取得した金品についての規定がございます。②につきましては、特定企業の株式を保有している場合、③につきましては、特定企業の役員等に就任している場合、④としましては、対象品目の申請資料の作成に協力した場合、次のページに進んでいただきまして、⑤ですけれども、リスク管理機関の審議会の長である場合、それから⑥としまして、その他中立公正を害するおそれがあると認められる場合という規定がございます。

また、その下のほうの別表としましては、先ほど①のところでありました特定企業からの金品の授与について、その金額についての規定がございます。

こちらにつきましては、上のほうに戻りますけれども、(2)としまして、これらの事

実の有無を記載した確認書の提出を専門委員の先生方をお願いしているということでございます。

そして、その下（４）ですけれども、開催する委員会等、こちらは専門調査会も含めませんが、専門調査会の都度、この確認をさせていただくことになってございます。先生方には既にお手数をおかけしましたけれども、今回も提出していただいていると思います。中立公正な審議のため、御協力をいただければと思います。

また、資料１－３では、本日の会議に向けて、事前に御提出いただいた資料としておつけしているところでございます。

説明は以上でございます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○ ○○

ただいまの御説明につきまして、何か御意見、御質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、御説明いたしました内容について御確認いただき、また、御留意いただいて、専門委員をお務めいただきたいと存じます。

続きまして、議事（４）座長の選出、座長代理の指名に入りたいと思います。

先ほど御説明いたしました食品安全委員会専門調査会等運営規程の第２条第３項により、専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任することとされています。

どなたか御推薦ございませんでしょうか。

○○、お願いします。

○ ○○

○○です。

座長につきましては○○が適任と考えますので、御推薦させていただきます。

以上です。

○ ○○

○○。

○ ○○

私も○○が適任だと考えます。御推薦いたします。

○ ○○

ただいま○○、○○から、○○を○○にという御推薦がございました。

そのほかいかがでしょうか。

それでは、ほかに御推薦はないようでございます。こちらをもちまして、座長に○○が互選されました。

それでは、○○から一言御挨拶をお願いいたします。

○ ○○

○○、○○、推薦ありがとうございます。ほかの先生方も御同意いただいたということ

で、〇〇を務めさせていただきたいと思います。

先ほど〇〇からもございましたように、先生方の専門知識をフルに活用して、積極的な議論をお願いしたいと思います。私のほうでは、皆さんの議論が円滑に進められていくように、できるだけ努力をしたいと思いますので、ぜひとも御協力のほど、よろしくお願いいたします。

〇 〇〇

ありがとうございました。

次に、食品安全委員会専門調査会等運営規程第2条第5項に、座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理するとありますので、座長代理の指名をお願いいたします。

これ以降の議事の進行は〇〇をお願いいたします。

〇 〇〇

それでは、議事の進行を引き継がさせていただきます。

ただいま事務局から説明があった座長代理の指名についてですが、私からは〇〇に代理をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〇 〇〇

お引き受けいたします。

〇 〇〇

お引き受けくださり、ありがとうございます。

それでは、〇〇から一言御挨拶をお願いいたします。

〇 〇〇

〇〇です。どうぞよろしくお願いいたします。

〇 〇〇

ありがとうございます。

それでは、その次の議事、（５）その他に移りたいと思います。

まず、残留農薬の食品健康影響評価における発達神経毒性の評価に関する留意点についてです。事務局より説明をお願いいたします。

〇 〇〇

それでは、資料3をお開きください。3月11日の農薬第一専門調査会で「残留農薬の食品健康影響評価における発達神経毒性の評価に関する留意点について」が決定されたので、御報告をいたします。

まず、1.の目的です。本文書は、発達神経毒性の評価に資する国内外の研究等が進められている中で、残留農薬の食品健康影響評価における発達神経毒性の評価に関する留意点等を示すことにより、発達神経毒性の評価に関する一貫性の確保に資することを目的とするとされております。

それから、2.の留意すべき事項です。まず、評価に当たっては、指針や考え方等を踏

まえ、提出資料を検討することとなっております。その中で、発達神経毒性の評価は、出生前から若齢期にかけて神経系の構造又は機能に及ぼす影響を扱うことから、慎重に検討すべきであるため、本留意点には、指針等に加え、発達神経毒性の評価において特に留意すべき事項等について、こちらは〇〇らが実施された研究事業の成果や、これまでの評価経験を踏まえて整理されたものでございます。

発達神経毒性の評価に当たっては、OECDガイドライン426の発達神経毒性の試験成績を中心に、生殖毒性や神経毒性等のほかの毒性試験の結果、公表文献の研究結果等を含め、様々なデータと併せて、科学的根拠の重み付け等による専門性に基づいた総合的な判断を行う。

続けて、評価のポイントとしまして、ガイドラインへの充足状況や各評価項目で用いられている具体的な試験内容等を精査することが重要である。発達神経毒性が疑われる所見が認められた場合、当該所見が高用量のみで認められた際には、ほかの毒性試験における関連する所見の発現状況を確認するとともに、一般状態の悪化に伴う影響の可能性も含め、検討を行う。また、発達神経毒性試験での所見とほかの毒性試験での所見との間に明確な関連性を示すものは確認できていないものの、急性の神経毒性が認められた場合には、より慎重に評価すべきであると記載されております。

2 ページ目をお開きください。こちらは公表文献の取扱いに関するガイダンスにも記載されておりますように、公表文献も適切に活用することが重要であり、安全性試験で評価対象とされていないエンドポイントで検体投与の影響が認められている場合には、当該公表文献に記載された研究内容について、結果の信頼性、異なる研究者が公表した複数の科学的知見の集積の有無、安全性試験成績や専門調査会が使用可能と判断したその他の公表文献の研究結果から得られた毒性情報との整合性、当該研究結果の毒性学的意義も踏まえて、評価への使用可能性を総合的に判断することとされている。特に、有意差が認められた項目については十分に検討することとし、ほかの結果も含め認められた所見や当該所見が認められた用量の関係等も考慮して慎重に検討すると記載されております。

また、次のパラグラフには、農林水産省ガイドラインにおいて発達神経毒性試験は条件付き要求となっており、発達神経毒性試験の試験成績が提出されていない場合は、試験が実施されなかった理由の記載の妥当性を確認し、必要に応じ、追加の安全係数を検討又は追加資料の提出を依頼する。その際、追加資料の提出に当たっては、既存の試験成績により得られている情報等を踏まえ、発達神経毒性試験のほか、発達神経毒性に関する *in vitro* battery、*in vivo* DNTスクリーニング試験等の方法を用いることが可能な場合もある。発達神経毒性試験以外を提出する際には、当該方法を用いたことの妥当性について説明することが望ましいと記載されております。

続いて、評価対象農薬についての海外評価機関における評価結果との比較、同系統の他の農薬のデータとの比較を行い、検討することも有用であるとされております。

それから、3. には発達神経毒性に関する食品健康影響評価への記載、次のページの4.

に留意点の見直しに関して記載されております。

説明は以上でございます。

○ ○○

ありがとうございました。

以上、事務局から説明がございましたが、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

では、今後はこちらを踏まえて評価するということで、よろしくお願いいたします。

次に、令和8年度食品安全委員会運営計画について、事務局より説明をお願いいたします。

○ ○○

それでは、説明させていただきます。お手元の参考資料を御用意ください。令和8年度食品安全委員会運営計画でございます。

食品安全委員会におきましては、毎年度、その年度の運営に当たりまして、運営計画を作成しております。そして、その年度の一番最初の専門調査会の回で、この運営計画について御紹介させていただいているものとなります。本日、本年度最初の回となりますので、御説明をさせていただくものとなります。

おめくりいただきまして、PDFで言うと3ページ目、下のページ数で言うと1ページ目を御覧ください。ページの一番上、審議の経緯の記載がございます。本年2月に企画等専門調査会におきまして御審議いただいた後、2月の食品安全委員会において報告し、30日間国民からの意見の募集を行っております。その後、3月31日の食品安全委員会におきまして、策定されたものということになります。

おめくりいただきまして、2ページ目を御覧ください。内容につきましては、前年どおりのものもありますが、かいつまんで御紹介させていただきます。

第1に事業運営方針がございます。

第2としまして委員会の運営全般に関する記載がございます。こちらは基本的に従前どおりでございますが、その下のほうの（5）リスク管理機関との連携の確保についてでございます。こちらは昨年も御紹介しましたが、食品衛生基準行政が2024年4月より厚生労働省から消費者庁に移管されたことを踏まえ、引き続き、リスク管理機関との連携を確保することとしております。

また、（6）委員会におけるDXの取組につきましては、引き続き、デジタル技術の活用に向けた取組を進めているということになります。

次のページに進んでいただきまして、第3、食品健康影響評価の実施についてです。こちらは1の（1）にリスク管理機関から評価要請があった案件についてということで記載がございます。「また」以降には、農薬の事項として、農薬再評価についての記載がございます。こちらは従前どおりでございますけれども、引き続き、こちらの専門調査会でも御協力をぜひともよろしくお願いいたします。

また、2、評価ガイドライン等の策定という記載がございます。現在、食事由来の化学物質のばく露評価ワーキンググループにおいて、国際水準に準拠したばく露評価の実施を目指し、食事由来の化学物質のばく露評価に関する課題の整理を行い、技術文書の策定に向けた検討を進めているところでございます。

次のページにお進みいただきますと、第5、食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進に関する記載がございます。食品安全委員会において進めている研究・調査事業につきましては、こちらにありますロードマップに基づいて行っているものとなります。

1の(3)を御覧いただきますと、昨年同様、ロードマップを踏まえて、若手枠を含めた優先実施課題を策定し、これに基づいて公募・審査を行っていくこととしております。

次のページに進んでいただきまして、第6、リスクコミュニケーション・情報発信の促進については、従来どおり色々な媒体・機会を通じて取り組んでいくという記載とされています。

少し飛んでいただきまして、10ページ目を御覧ください。第9、国際協調の推進でございます。こちらは国際会議が増えてきておりますけれども、予算の制限はありますが、Webシステムを利用しつつ、引き続きこういった会議にも参加していくことになっております。具体的なものとして、直近、本年6月にICMSFの会議の記載がございます。また、お示ししている会合のほか、必要に応じてコーデックス委員会各部会や国際会合等に委員等を派遣することとなっております。

以上、要点だけですが、お時間のあるときにでもお目通しいただければ幸いです。

説明は以上です。

○ ○○

ありがとうございました。

以上、事務局から説明がありましたが、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局からほかに連絡事項等はございますか。

○ ○○

特にございません。

○ ○○

ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、第48回農薬第四専門調査会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

以上